

<プレスリリース>

2008年7月2日

経済産業省・地球温暖化対応のための経済的手法研究会中間報告（案）について  
排出削減を担保しない「日本型」ではなく、キャップ&トレードで試行を

気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

さる6月26日、今年になって経済産業省に設置された「地球温暖化対応のための経済的手法検討会」から、『ポスト京都』における我が国の産業分野を中心とした対策について」と題する中間報告（案）が公表された。翌6月27日に任意のパブリックコメントに付されたが、その期限をごく短い7月10日とするものである。昨年の1年余にわたる京都議定書目標達成計画の評価・見直しの合同審議会において、経済的手法の具体的検討の必要性が強く指摘されてきたにもかかわらず、概括的両論併記で終わった。今回の中間報告（案）は、サミットを前に、「試行」の名のもとに、自主行動計画のなし崩しの延長のための「日本型排出量取引」を画策するものというほかない。

### 1. 「ポスト京都」とあるのは、「ポスト2012年」とすべき

京都議定書は2012年で終了するものではない。「京都議定書の期間を超え」、「2013年以降の『ポスト京都』に向けて」との認識のもとに、「ポスト京都」と表記している。これは、京都議定書第2約束期間はないものとするものであって不適切である。既に、京都議定書のもとに先進国の更なる削減に関する特別作業部会が設置され、国際交渉を重ねている。

### 2. 大幅削減の必要性の前提を欠いた「検討の基本的な視点」

大口排出事業者の削減対策の検討の前提として、バリ合意に沿った大幅削減の認識が欠落している。危険な温暖化の影響を最小限に止めるべきこと、そのために、大気中の温室効果ガスの濃度をどの程度で安定させ、気温の上昇をどの程度で止めるのかについても、全く言及がない。これは、本報告の致命的欠陥であり、取り組みを進めるにあたって派生的に発生するかもしれない二次的・三次的事項のみを「検討」し、本来の排出量取引制度を否定する結論を導こうとしているにすぎない。

### 3. 客観性を欠いた「現状の対策についてのレビュー」

「京都議定書第一約束期間が開始されるまでは、その目標水準や対象範囲については、例えば欧州の産業分野対策と同等以上のものとなっている」とするが、その「目標水準」が何を意味するか不明である。CO2排出原単位について、日本の業界は日本が優れているとするが、そうではないとする国際統計もある。対象範囲も、直接排出によるEU制度と電力配分後のいわゆる日本経団連自主行動計画（CO2排出量で90年比ゼロの目標）とでは、後者が狭い。

関係審議会による「フォローアップ」は基礎データの検証を欠いたものであって、到底、厳格なフォローアップとはいえない。これを「政府の施策・制度」とするのは、牽強付会

の弁である。

削減効果は、対象業種の活動量の変化との関係を含め、個々に検証されるべきである。自主行動計画の目標を引き上げたとする 2100 万トンについては、これまでに指摘してきたように、その多くが従前の甘すぎる目標を既存達成レベルまで引き上げたにすぎず、今後追加的に削減される部分のごく一部にすぎない。

#### 4．排出削減を目的としない「実効ある政策手法」

日本全体で、2020 年に 1990 年比 25～40%削減、2050 年に 80%削減という科学の求めるスケールでの大幅削減を確実に達成するには、排出割合で 3 分の 2 にも及ぶ大規模発電所・工場の削減量を、総量で国全体の削減率以上に確実に削減することを法的に担保する制度が不可欠である。また、削減手段は、当面は既存技術の普及・活用が基本となる。本中間報告（案）にはこの視点を全く欠いたうえ、エネルギー多消費産業に配慮した記述が並んでいる。

また、省エネ法による年 1%の効率改善目標の緩和を図り、省エネ法規制を後退させようとしている。「我が国の各業種・企業が『世界で最も効率の良いトップランナー』であることを客観的に示」されておらず、むしろ、同一業種内の事業所ごとの効率も広くばらつきが大きいことが明らかになっている。企業間の公衡性を図るために、これまでの省エネ法目標の達成こそ求めるべきである。

原単位改善についてもエネルギー原単位に言及しているのみであり、総量削減については検討課題とし、自主行動計画と同様の業界団体による「総量管理」でしかない。

#### 5．排出削減を担保しない研究会中間報告（案）「国内排出量取引」

国内排出量取引制度は、早期大幅削減を達成するための政策手段である。しかしながら、本中間報告（案）は日本の早期の大幅削減を前提としておらず、通常の実績取引制度に対する視点と全く異なる前提で排出量取引を議論している。排出量取引においては、排出枠の割当が総量でなされることが不可欠である。ベンチマークは原単位に基づく割当とは限らない。グランドファザリングで、公衡性に欠けるとする問題は、早期対策への評価を加えることで解決可能である。総量削減が担保されない原単位による目標設定は、国内排出量取引制度導入の目的に反するものである。ましてや、エネルギー原単位による取引制度は、CO<sub>2</sub> 排出原単位の改善、即ち燃料転換や再生可能エネルギーの導入推進にも寄与しない。闇雲に、「ノーキャップ、エネルギー原単位による自主参加取引」を「試行」させようとする本音は、国際標準である「キャップ&トレード型排出量取引導入逃れ」の策というほかない。

環境税については効果や留意点がすでに議論されてきており、具体的制度設計をして実行する時期である。しかし、具体的検討に踏み出す意欲は見られない。

#### 【この件に関するお問合せ先】

気候ネットワーク 京都事務所 TEL：075-254-1011 FAX：075-254-1012

東京事務所 TEL：03-3263-9210 FAX：03-3263-9463

浅岡美恵 TEL：075-211-2774